平成２６年（フ）第８５４号
広島市中区住吉町14番６－603号　フォルテシモ住吉
破産者　日浦　有喜
1　決定年月日　平成27年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４７９号
熊本市中央区京町２丁目８番23号　立山アパート１階13号
破産者　野々口　勲
1　決定年月日　平成27年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第５６５号
熊本市中央区小沢町19番地１　606号　ＵＣレジデンス小沢町、前住所熊本市中央区本荘五丁目２番15―301号　コアマンション
破産者　川西　ゆり（旧姓本田）
1　決定年月日　平成27年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１９号
大分県豊後大野市三重町小坂3805番地９
破産者　赤嶺　雄一
1　決定年月日　平成27年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所竹田支部

平成２６年（フ）第４３５号
鹿児島県鹿児島市小川町２番10―401号
破産者　泰田　結子（開始決定時の氏名**德**永結子）
1　決定年月日　平成27年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第２５６号
函館市美原４丁目28番11号
破産者　桝谷　知宏
1　決定年月日　平成27年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第２７５号
北海道旭川市５条西７丁目３―15　ラ・ポーレⅡ301号室、住民票上の住所北海道滝川市幸町２丁目１番28号
破産者　多田　義博
1　決定年月日　平成27年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６２号
宮城県柴田郡村田町大字沼田字中森山12番地
破産者　佐藤　幸宏
1　決定年月日　平成27年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２６年（フ）第２１４６号
横浜市鶴見区梶山１丁目６番５号　メゾンボヌール201
破産者　林　　昭彦
1　決定年月日　平成27年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１９号
横浜市青葉区奈良５丁目23番地13　ヒルズ山手台Ⅱ―102
破産者　片桐　　潤
1　決定年月日　平成27年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６４号
横浜市緑区三保町1381番地　グリーンヒル第一105号室
破産者　花山　善啓
1　決定年月日　平成27年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１０３号
横浜市都筑区荏田東２丁目１番35―303号
破産者　木目田和彦
1　決定年月日　平成27年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３６６号
石川県白山市森島町あ３番地32
破産者　森田　輝雄
1　決定年月日　平成27年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第４７５号
静岡市駿河区馬渕４丁目13番23―105号
破産者　川瀬　隆幸
1　決定年月日　平成27年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６１９号
静岡市葵区水道町90番地の３
破産者　堀川　武久
1　決定年月日　平成27年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１６８号
静岡県富士宮市朝日町13番13号、前住所静岡県富士宮市万野原新田3120番地の９
破産者　神本　英二（旧姓依田）
1　決定年月日　平成27年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第７２６号
京都府宇治市小倉町蓮池147番地の36
破産者　野瀬　直久
1　決定年月日　平成27年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１２１７号
奈良市三条栄町４丁目７　ルミエール三条503、住民票上の住所京都市山科区西野山桜ノ馬場町243番地１　ハイツハセガワ101
破産者　野﨑　忠信
1　決定年月日　平成27年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第６９７号
広島市安佐北区倉掛１丁目９番９号
破産者　奥田　清隆
1　決定年月日　平成27年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部